

小山内総合法務事務所

Tel:042-773-3823

Mail:osanai.kazue8@gmail.com

ホームページ:

<https://osanai-houmu.com/>



<提供サービス>

- ・遺言書
- ・遺産分割協議書
- ・相続手続き
- ・生前贈与
- ・事業承継
- ・許認可申請
- ・補助金申請
- ・ファイナンシャルプランニング 他

この会報は、お世話になった方々やセミナー参加者にお届けしています。お届け先様からのご相談は初回無料で承っています。



今回のテーマは「配偶者の遺言が家族の争いの元にならないために」です。

遺言書をきちんと残す日本人の割合は10%程度とされています。海外に比べるとかなり低い数字ですが、遺産分割協議で家族が揉めることを防ぐためには遺言書は重要だという認識が拡がって、徐々に増えてきているとされています。そんな中で、配偶者の遺言は、本来「想いをつなぐ」ためのものですが、書き方や準備を誤ると家族間の争いの火種になりがちです。以下に、争いを防ぐために大切な注意事項を解説します。

1. 遺留分を必ず意識する

遺留分とは民法で定められた法定相続人の最低限の遺産取得割合のことです。本来、被相続人は、自分の財産ですから自由に相続や遺贈を決めることができるのが原則です。しかし、残された家族の生活のために活用される財産でもあります。そこで、子や親や配偶者に遺留分が認められています。遺留分を侵害された人は、遺留分侵害額請求権を行使できます。遺留分を無視した内容(例えば、全て配偶者に)だと、感情的対立に発展しやすく、法的な争いになることもあります。

2. 「なぜこの分け方なのか」を遺言に書く

法的効力はありませんが、付言事項は重要です。「不公平感」が争いの最大の原因となりますので、生前の援助状況、介護や同居への感謝、配偶者の生活保障など、分け方を決めた理由を付言事項として書きます。

3. 配偶者の“生活資金”を確保する

自宅不動産だけ配偶者に相続させても、固定資産税、修繕費、生活費が不足してしまうことがあります。預貯金の一部を配偶者に確実に承継することが大切です。場合によっては、「配偶者居住権」を検討することが必要になります。

4. 「配偶者に全て相続させる」は良く考える必要がある

残された配偶者が、その後の2次相続で、子供間の公平を無視した遺言書を残すと子ども同士の対立が起こりやすくなります。また、配偶者の税額軽減を最大限利用しようとして、配偶者に全て相続させると、1次相続では相続税がかからなかったのに、2次相続では多額の相続税が発生して驚くという場合があります。1次相続と2次相続の相続税負担の合計をできるだけ少なくするには、1次相続のときから良く考えた対策をとることが必要です。夫婦間で話し合い、配偶者＋子のバランスを考え、2次相続まで見据えた相続設計をすることをお勧めします。

5. 曖昧な表現・感情的表現を避ける

「長男に多めに」「面倒を見てくれた子に」などはNGです。「多め」とはどのくらいか、「本当に十分に面倒を見たと言えるのか」など、家族間の争いの元になってしまいます。財産と相続人を具体的に特定し、割合や金額を明確にすることが大切です。

判断能力が低下してしまってからでは、遺言書は作れません。早いうちからきちんと相続設計を行い形に残すことが大切です。